

高知県教育委員会 会議録

平成28年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年3月22日(火) 13:30

閉会 平成28年3月22日(火) 15:50

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光 (付議第6号より出席)
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	中山 雅需
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	教職員・福利課長	笹岡 浩
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	渡邊 浩人
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	教育センター所長	下司真由美
〃	教育政策課課長補佐	橋本 卓夫
〃	小中学校課課長補佐	今城 純子
〃	文化財課課長補佐	小松 立和
〃	人権教育課課長補佐	松岡 好江
〃	教育政策課教育企画担当	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 付議第10号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いします。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第10号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 第2期高知県教育振興基本計画の策定に関する議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員長	総合教育会議でも出たように、この内容をいかに学校現場に浸透させるかが大きな課題だと思う。市町村教育委員会を通じてとか、校長会を通じてということも当然あるが、教員を集めた、例えば、教務主任の会などがあると思うので、そういう場でもできるだけ浸透させることができるようにお願いしたい。
教育長	特に、小中学校では、この基本計画をベースに学校経営計画を作ってもらおう。5月の連休明けには学校経営計画ができ、学校経営アドバイザーや教育事務所の指導主事が学校訪問をするので、学校経営計画作成に関連して、この計画をきちんと見てもらうような話もしていくよう計画している。
委員長	教員の腹が張るためには、学校内で議論の場を設けることが一番大事なことである。校長だけが動くのではなく、教員が動ける体制をつくらないといけない。
委員	全教職員に配布するということが、このような資料は学校外に持ち出してはいけないということを知っているが、これはかまわないのか。
教育長	かまわない。
委員長	全教職員に配るのか。
事務局	そのとおりである。
委員	大綱と両方配るのか。
事務局	両方ではなく、まずは基本計画を最優先に配る。
教育長	基本計画は大綱の内容が全て入っている。同じ内容のものを両方配ることは予算の無駄遣いになるので、基本的に基本計画を配り、大綱は学校単位くらいに配ることになると考えている。
委員	そう聞いていたが、総合教育会議では、大綱を全教職員に配ると言っていなかったか。
事務局	大綱についての議論だったか、あの場では、基本計画を全教職員に配ると言った。大綱の配布については、全教職員という言葉は使っていないはずである。
教育長	学校には大綱も配る。全教職員には基本計画を配る。
委員長	この計画のすべてに取り組みなくてはならないという感覚になるかもしれない

	<p>いが、学校の課題に応じて取捨選択し、何を中心にやっていくかという校長の考え方をしっかりしてほしい。複雑に考えて、何をやったらいいのかわらなくなると困る。校長の考え方をしっかり持ってもらいたい。</p>
事務局	<p>学校経営計画を全教職員が参画して作ると記載しているので、管理職が教職員としっかり意思疎通を図った上で学校経営計画を作る中で、おっしゃるような取捨選択、どこに重きを置くかということがでてくると思う。</p>
教育長	<p>そういう意味合いで、「はじめに」の最後の方に、多くは学校や市町村教委に直接取り組んでいただくので、それを我々がバックアップする。だから主体的に活用してほしいと記載している。委員長が言われるようなメッセージは入れているつもりである。</p>
委員長	<p>ホームページにも載せるのか。県民向けにはどうするのか。</p>
事務局	<p>ホームページにもPDFファイルで載せる。広報手段が様々あるので、ラジオやテレビ、県の広報誌「さんSUN高知」などの場を使い、広く県民の皆様にも知っていただく。既に知事部局の広報広聴課に予定を入れてもらっている。</p>
委員長	<p>最近是不分らないが、「土佐の教育改革」の時には、かなりPTAの協力を受けた。PTAとの関係はどうなるのか。</p>
事務局	<p>策定段階ではPTA連合会の役員の方と意見交換し、意見を賜った。PTAは地域社会の一員、保護者の方なので、生涯学習課とも連携してPTAの皆様はこの計画についてお知らせし、PTA活動の活性化をすることも必要と思っている。</p>
委員長	<p>以前は、高P連などの総会に出向き、資料を配布して説明したり、意見をもらったりしていたが、今回はどうするのか。</p>
教育長	<p>ブロック別の研修会をずっと行っているのて、その場では当然説明をする。ブロック別研修なので、全県の役員だけではなく、幅広く参加される。</p>
事務局	<p>小中学校のPTAに関しては、県内6ブロックで研修会を開催している。県の施策の説明の時間もあるので、次年度この研修会の中で説明することは考えられる。</p>
教育長	<p>高P連の会での説明も考える。</p>
委員長	<p>学校における、困難を抱える子どもたちへの対応として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが求められると思うが、人的に充足できるか。</p>
教育長	<p>やってくれる人を確保できるかどうかで、どこまで広げることができるかが制約を受けるところがある。生涯学習課の人材バンク的なことをしたり、個別に市町村教育委員会と連携したりという形でやっており、徐々に広げていけると思っているが、人材の確保で制約があるのは確かである。</p>
委員長	<p>地域で、子どもたちの面倒を見るなどの活躍をしている方で、子どもたちの相談に乗るなどができる可能性がある人には、正式な資格がなくてもやってもらったらいい。</p>
教育長	<p>スクールカウンセラーは臨床心理士の資格がいるが、スクールソーシャルワーカーは退職校長などにやってもらっている場合もすでに結構あり、これからも</p>

委員長	お願いすることになるだろう。
教育長	国において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを定数化する動きがあるのではないか。
事務局 委員長	中教審の報告の中では、そのような方向性は示されている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを定数化するべきだという内容は出されているが、とりあえずは、定数化より人的な拡充に向けて優先して対応するために、来年度の予算化をしている。定数化については、検討はされていくが、少し時間がかかる感じがしている。
委員長 各委員 委員長	具体的な話にはなっていないようである。 今の枠の中で定数化されてもしんどい。プラスで定数化できたらいい。 これまでも、かなり議論をしてきたので、内容的には問題はないだろうが、これをどうやって徹底させるか、やり方が課題である。課題意識は学校それぞれ持っていると思うので、学校現場がこれを受け止めて、うまく取り入れてやるには、校長が教職員の意見を吸収しながらやっていく方策でないと成功しないと思う。その辺りを積極的に議論してほしい。せつかくの計画なのでうまく学校で取り入れて実施できるように事務局を中心に努力をお願いする。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領議案
(教育政策課)】

【付議第3号 高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員対応要領議案
(教職員・福利課)】

○教育政策課長、教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	任命権者ごとに要領を定めるようだが、小中学校の教員に対する要領はどうなるのか。
事務局	市町村ごとに作る。各市町村立学校の教職員は、市町村の要領に従うことになる。
委員長 事務局	市町村立学校の教職員も任命権者は高知県教育委員会だと思うが。 この要領における取り扱いは、通常の学校での服務等と同じで、主体は市町村になる。
委員長 教育長 委員長 事務局 教育長	普通は法律ができると、条例や規則を決めるが、要領になるのはなぜか。 内部の職員の対応についてのことなので訓令となっている。 市町村においても、職員と教職員と分けて要領をつくるのか。 それは、市町村の判断である。 対応の内容が少し異なるので、県は県立学校の職員について、別に要領を作っ

	たが、市町村も分けた方が分かりやすいと思う。
事務局	問い合わせがあった市町村には、県は分けて作っているとお知らせしている。今回、議決いただければ、市町村に情報を流したい。
委員長	これは、各職員、教員の守るべき要領だが、学校の児童・生徒達にはどのように指導するのか。何かの科目で指導するのか。
事務局	各学校で特別支援教育をしっかりと推進するというスタンスがあれば、趣旨に応じた形になる。
委員長	ロングホームルーム等で、障害者への差別の解消をテーマとして取り上げるなどするのか。
事務局	児童・生徒よりも、まずは、教職員にしっかりと理解してもらいたい。来年度から教育センターの教員研修には、必ず特別支援教育の枠を入れるようにしている。
委員長	人権教育の中で取り上げるということはあるのか。教員の意識もそうだが、生徒達の差別的な意識も解消しなければならないと思う。人権教育の中で「障害者」は取り上げるべきテーマとして設定されているので、ロングホームルームや総合的な学習の時間において、取り上げようと思えばできるだろう。
事務局	人権教育に「障害者の理解」も位置付けられているので、学校で取り上げることも必要になってくる。
教育長	まだ、統一的にやるというところまではいかない。まずは、教員研修を通じてということになるだろう。
事務局	県立学校職員の対応要領の留意事項は、文部科学省の方針に沿った形であり、県職員のものとは変えている。
委員長	学校の教育計画の中に盛り込まなくてはならないだろう。この要領を実施することにより、施設設備の整備が必要になるか。
事務局	県立学校においては、基本的なハード整備は、生徒の入学に向けて行う。むしろ、発達障害の生徒の引き継ぎや個別の支援計画の充実を図ることをよりしっかりとやっていかなければいけないと考えている。
委員長	インクルーシブ教育は、これからの大きな課題である。
事務局	このような法律も定められ、インクルーシブ教育をどうしていくのかということがこれから議論されていくことになる。これから保護者等からいろいろな要望が出てくるのが考えられるが、いかに一人一人向き合い、いかに合意形成を図っていくかが非常に大事になってくる。
委員長	特別支援学校に、障害者スポーツに対応できる施設はあるのか。
事務局	学校はもちろんだが、スポーツクラブが活動できる障害者スポーツセンターもある。総合型地域スポーツクラブ化をしており、グラウンドやきれいな体育館もあり、かなりよい施設である。バリアフリー化されている。
委員長	特別支援学校単体でのクラブ活動はないのか。
事務局	特別支援学校で運動の部活動を行っているところもある。高知ろう学校では、卓球や陸上の活動が盛んで、よい成績を修めている。
委員長	普通高校等で障害のある生徒による運動部活動ができそうになったときには

事務局	どう対応するのか。部活動として認めなければならないか。 今まで、運動部活動は中体連や高体連に所属するという形だったが、今年度から特別支援学校の部活動の在り方について考える取組を始めた。障害者スポーツを当たり前の活動と捉え、話し合うスタートになっているところである。
委員長 各委員 委員長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。
委員長 各委員 委員長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	休校の場合は、まだ学校があるという扱いで、廃校になって初めて学校がなくなるということである。
事務局 委員長	市町村から学校の廃止届が出て初めて、この規則から学校名が削られる。 市町村立学校廃校は、市町村教育委員会が決めるのか、市町村の議会が決めるのか。
事務局	市町村の学校の設置条例の改正が必要なので、議会の議決を受けて、県教委に市町村教委から報告が来るということになっている。
委員長	参考資料の学校廃止届は、首長名で提出されたり、教育委員会名で提出されたりしているが、両方あるのか。本来はどちらが正しいのか。
事務局	学校教育法施行令第25条に基づく届出である。市町村の教育委員会は都道府県の教育委員会に届出なければならないということになっているので、法律上は教育委員会名による届出が正しい。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長説明

○質疑

	【質疑等なし】
--	---------

委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	参考資料3の大方高校の変更後の教育課程についてだが、「商業に関する科目を選択科目として用意し、高度な資格取得を目指す『スペシャリスト育成カリキュラム』も整える。」とあるが、余計にギャップが広がるように感じる。「高度」や「スペシャリスト」は、普通に「資格取得を目指す」という表現でいいのではないか。
事務局	大方高校は、元々大方商業高校だったこともあり、商業系の科目を多く置く教育課程である。学校としては、基礎学力をしっかりと付けるとともに、3年間で日商簿記2級や1級など、就職につなげられる検定試験に合格できるようなカリキュラムも入れていきたいという希望があり、その部分が「スペシャリスト育成プログラム」である。人数としては、1クラス40名の中の10名程度と少ないが、今までも昼間部で実施しており、就職につなげた生徒もいる。高崎経済大学と連携し、講師を招いて日商関係の簿記の資格を取得するという体制が整っているため、継続して行いたいということである。学校の意向もあり、高度な資格も取れるという選択のラインも入れたいということである。
委員	一部の生徒に対するものということか。
事務局	基礎学力の定着に加えて、専門的な資格取得に向けて努力もさせるカリキュラムも用意するということである。
委員長	簿記一級を取って、一橋大学に入学した者がいたと思うが。
事務局	そのようなケースもあった。資格取得を進路につなげていくケースが少ないがある。幡多地域では商業高校がないので、大方高校に商業の資格を取得できるカリキュラムを残しておきたいという考えがある。
委員長	個人指導をしていかなければいけないだろう。
事務局	授業だけではなく、放課後を含め、かなり加力補習をしないといけない。
委員長	定時制と通信制との併修だけでなく、全日制との併修もできるようになったのか。
事務局	高知丸の内高校は、全日制の単位制だが、高知北高校の通信制を併修することによって、単位を取得するシステムを導入している。
委員長	制度的にできるようになっているということか。
事務局	元々は、定時制と通信制との併修であったが、高知丸の内高校の学科改編の時に全日制の単位制で、不登校経験者等の多様な生徒が単位を取得できるようなシステムにした。高知丸の内高校の時に、定通だけでなく、全日との併修もできるようになったので、今回、それを参考にしている。

委員長 事務局 委員長	学校教育法の施行規則の改正があったということか。 そうである。
事務局	以前、大方高校を定時制にしたのは、全日制だと単位の併修ができないので、定通併修で3年間で卒業できるようにしたわけである。併修のシステムを使うために定時制にした。
委員長	大方高校は、そのような多様なシステムを入れ、定時制で多部制という言い方でやってきたが、高知丸の内高校が学科改編した時に、全日制でも単位制が認められるようになり、大方高校も昼間部というよりは、全日制で単位制にした方が、入学しやすくなる状況があるということで、このような学科改編をした。
事務局	単位制の良さは、学年ごとの中途退学者が出にくいということがある。欠点として、中途退学者が3年次にかたまるということがある。他の学校との併修が認められれば少しは緩和される。
委員長	ただし、学年制がなくなったといえども、追試験等を含め、できるだけ、その学年に単位を取得させる指導をし、4年生にならないように教務内規含めて検討していく。
事務局	選択の自由度が高いと易きに流れる可能性があるので、将来に向けた目的、目標を持たせるために、キャリア教育を充実させるということである。総合学科でいえば「産業社会と人間」を充実することによって、将来の目標を持たせるということがあるが、今回、単位制にした場合、その科目は入ってこないが、キャリア教育を充実させるということか。
委員長 事務局	そのとおりである。3年間共通してキャリア教育を「総合的な学習の時間」等でしっかりと行う中で、「産業社会と人間」と同じように、将来に向けた意欲や方向性を身に付けさせたい。
委員長 事務局	おそらく、そこがうまくいくかどうかのポイントだろう。 総合学科は科目の選択肢を広げているが、今回は、できるだけ絞り込み、英語、数学、国語は3年間しっかり学び、基礎的な教科は全員が履修するということをより明確にしている。そういう意味では、科目の選択肢はあまり広くない。
委員長	ただし、同じ科目でも、生徒の状況に合わせてきめ細かく対応していく。
事務局	困難な状況下に置かれた子どもたちも入学して来る可能性があるが、その対策も必要ではないか。
委員長 各委員 委員長	入学段階でのオリエンテーションや面談をしっかりと教育課程に位置付け、個々の教員と生徒がしっかりと話をし、目的を持たせてることができるよう、面談に時間をかけることができるようなシステムにし、対応についての教員研修を行っていきたいと考えている。 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 高知県文化財の指定に関する議案（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

委員長 事務局	このような根ができるのは、蛇紋岩の影響か。 蛇紋岩も影響していると言われている。他の所にもあるが、これほどまとまってあるのは珍しい。
委員 事務局	樹齡はどれくらいか。 計ったものがなく、比較するものもないので、相当年が経っているということで、確定できない。
委員長 事務局	文化財の指定についての依頼主はどこか。 本山町の教育委員会から申請書が出ている。
委員長 事務局	土地の持ち主でないのに申請できるのか。 嶺北森林管理署から本山町の教育委員会に高知県文化財指定について同意する文書が提出されている。
委員 教育長	指定されたら、人が来るようになるのではないか。 林道から一時間半ぐらい歩いたところにある。比較的歩いていきやすい所で、白髪山の途中である。
委員 事務局	天然記念物に指定されると具体的にどんな効果があるのか。 管理団体が、しっかり守っていくということである。また、広報をし、広く知っていただくことができるということである。
委員長 事務局	保存のための費用が出るということはないのか。 今後、人が来るようになると根が荒らされたりする可能性があるので、歩道を整備するなどを考えていく必要がある。
委員長 事務局	それは、どこがやるのか。 本山町である。県の指定であるが、管理は地元の市町村がやることになる。町の活性化にも利用したいということである。
教育長 事務局	国の補助金等が出るのか。 県の指定なので、県の補助金の対象にはなる。地元では、以前から、観光資源になるのではないかという思いあり、前々から指定についての話があったが、事務手続きが遅れて今回になった。町の活性化に向けての活用を考えているようである。
委員長 教育長 委員長	関連して近くに観光資源になるような所があるか。 白髪山登山の途中にあるという感じである。汗見川の奥になる。 高知県文化財保護審査会からも適当であるという意見をもらっているということである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

委員長	学生とは、どこまでをいうのか。
事務局	幼稚園から大学生までという取り扱いである。
委員長	一般の方にも1か月券を設定するということか。
事務局	武道館分館には一般の1か月券がなく、利用者からの要望もあったので、条例改正に伴い、設定するということである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第9号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案（小中学校課・特別支援教育課）】

○小中学校課課長補佐、特別支援教育課長 説明

○質疑

委員	資料6ページに、『「特別な教科 道徳」の教科書検定は、小学校28年度、中学校は平成29年度に実施』とあるが、採択は、この教科書の採択の周期の表のとおりに行われるのか。
事務局	今の所、正式な連絡がないが、この表のスケジュールで行くのではないかという情報がある。
委員長	道徳の教科書ができたなら、道徳の教科書だけ、特別に採択をしなければいけないということか。
事務局	おそらく、29年度に採択を行うということになるだろう。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第10号 平成28年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案（小中学校課・特別支援教育課）】

○小中学校課課長補佐 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号から第10号 原案どおり議決